

# 「子ども性暴力防止法」が 2026年12月25日にスタートします。

～実習生も性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります～

子ども性暴力防止法の施行により、2026年12月25日より、学校や保育所、学習塾など、子どもに対して教育・保育などを行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。これにより、大学の授業等で実習を行う場合においても実習生の特定性犯罪前科の有無の確認が求められる場合がありますので、留意点をお知らせします。

## 【事業者求められる取組】

- 日頃から、子どもを性暴力から守る環境づくりを進めます。
- 子どもと接する業務に就く人に、特定性犯罪前科の有無を確認します。
- 性暴力のおそれがある場合は、子どもと接する業務に就かせないようにします。

## 【実習生に関する留意点】

- 実習計画において、子どもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生が子どもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、特定性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、特定性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の事業者が行います。
- 特定性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人より子ども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- 特定性犯罪前科があると確認された者は、子どもと接する実習はできないこととなります。
- 実習前に特定性犯罪前科がない旨の誓約書の提出が求められます。
- 特定性犯罪前科がある場合、実習ができないことにより資格の取得ができなくなる可能性があります。

## 【参考】

制度の詳細はこちらをご覧ください。

- 子ども家庭庁 HP「子ども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」  
リンク：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

(問い合わせ先)

札幌学院大学 教育支援課

Tel: 011-386-8111